

【パブリック・コメント実施時】さいたま市ケアラー支援条例（仮称）の骨子案

(1) 目的

ケアラー支援に関し、基本理念を定め、市の責務、市民等・事業者・関係機関・学校等の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、ケアラーに係る負担の軽減又は解消を図り、もって全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

(2) 定義

用語	意義
ケアラー	高齢、身体上又は精神上の障害、疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助（以下「介護等」という）を提供する者のことをいいます。
ヤングケアラー	ケアラーのうち18歳未満の者のことをいいます。
市民等	市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体のことをいいます。
事業者	市内において事業活動を行う者のことをいいます。
関係機関	介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関のことをいいます。
学校等	関係機関のうち、ヤングケアラーと関わる可能性がある学校その他教育に関する業務を行う機関のことをいいます。
民間支援団体	ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体のことをいいます。

(3) 基本理念

- ・ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行います。
- ・ケアラー支援は、多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行います。
- ・ヤングケアラー支援は、適切な教育の機会を確保し、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行います。

(4) 市の責務

- ・ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。
- ・市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等と相互に連携・協力します。
- ・支援を必要としているケアラーの早期発見に努めます。

(5) 市民等の役割

- ・ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが孤立することのないように十分配慮します。
- ・市が実施するケアラー施策に協力するよう努めます。

(6) 事業者の役割

- ・ケアラー支援の必要性についての理解を深め、市が実施するケアラー支援施策に協力するよう努めます。
- ・従業員がケアラーであると認められるときは、勤務するに当たっての配慮、情報の提供等の支援を行うよう努めます。

(7) 関係機関の役割

- ・市が実施するケアラー支援施策に協力するよう努めます。
- ・関わりのある者等がケアラーであると認められるときは、支援の必要性の把握に努めます。
- ・支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、他の関係機関への案内又は取次ぎを行うよう努めます。

(8) 学校等の役割

- ・関わりのある者及びその家族がヤングケアラーであると認められるときは、意向を尊重しつつ支援の必要性の把握に努めます。
- ・ヤングケアラーに対し、情報の提供、適切な支援を行う他の関係機関への案内又は取次ぎを行うよう努めます。

(9) ケアラー支援に関する基本的な施策

- ① 相談支援体制の整備
- ② ケアラー支援を担う人材を育成するために必要な研修の実施又は情報の提供
- ③ ケアラーが休息、休養その他の事由により介護等ができなくなった場合に、一時的に介護等を提供する取組その他ケアラーの負担を軽減するために必要な支援
- ④ ケアラーが介護等の方法等に関する理解を深めるために必要な支援
- ⑤ ケアラー同士の交流の場の提供その他ケアラーが互いに支え合う活動の促進
- ⑥ 学校生活又は社会生活を営む上での困難を有するケアラーに対する就学又は就業に関する支援
- ⑦ その他ケアラー支援のために必要な事項

(10) 広報及び啓発

市は、広報活動及び啓発活動を通じて、市民等、事業者及び関係機関が、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援等に関する知識を深め、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう必要な施策を講じます。

(11) 体制の整備

ケアラー支援に関する施策を推進するため、施策を総合的かつ計画的に実施する体制及び市、関係機関等の相互間の緊密な連携協力体制を整備します。

(12) 財政上の措置

市は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

(13) 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。